

福島における避難指示解除と本格復興に向けて

内閣府原子力被災者生活支援チーム
令和4年3月

福島復興に係る政府の体制

オンサイト

オフサイト

廃炉・汚染水・処理水対策

避難指示区域等

除染・中間貯蔵施設、
廃棄物、モニタリング等

被災地の復旧・復興

原子力損害
賠償

原子力災害対策本部(原子力災害対策特別措置法)

本部長:内閣総理大臣

副本部長:内閣官房長官、経済産業大臣、環境大臣、原子力規制委員会委員長

本部員: 全閣僚、経済産業副大臣

事務局:内閣府(原子力防災担当)

復興推進会議
(復興庁設置法)

議長:内閣総理大臣

副議長:復興大臣

廃炉・汚染水・処理水
対策関係閣僚等会議

議長:内閣官房長官、副議長:経産大臣

原子力被災者
生活支援チーム

チーム長:

経産大臣

環境大臣

事務局長:

経産副大臣

<任務>

- ①避難指示区域等の設定・見直し
- ②子供等を始めとする健康管理調査等の推進
- ③環境モニタリングの総合的な推進
- ④災害廃棄物の処理や除染の推進 etc

原子力災害対策本部長の
権限の一部を原子力災害
現地対策本部長へ委任

環境省

環境大臣

原子力規制庁

放射性物質対策:
環境再生・資源循環局

復興庁
復興大臣

福島復興:
統括官
(福島担当)

各省庁
福島復興
担当

経済産業省福島
復興推進グループ

福島復興再生総局
総局の長:復興大臣

経済産業省
経産大臣

東電の指導:
原子力損害
対応室

文部科学省
文科大臣

原子力損害
賠償対策室
(原子力損害
賠償紛争審査
会事務局)

ALPS処理水の処分
に関する基本方針の
着実な実行に向けた
関係閣僚等会議

議長:内閣官房長官、
副議長:経産大臣、
事務局長:経産副大臣

廃炉・汚染水・処
理水対策チーム

チーム長:経産大
臣、事務局長:経
産副大臣

汚染水処理対策委員会

多核種除去設備等処理水の
取扱いに関する小委員会

廃炉・汚染水・処理水対策
現地調整会議/福島評議会

議長:経産副大臣

廃炉・汚染水・
処理水対策
現地事務所

原子力災害
現地対策本部

本部長:経産副大臣

福島地方環境事務所

政務:環境副大臣

福島復興局

政務:復興副大臣

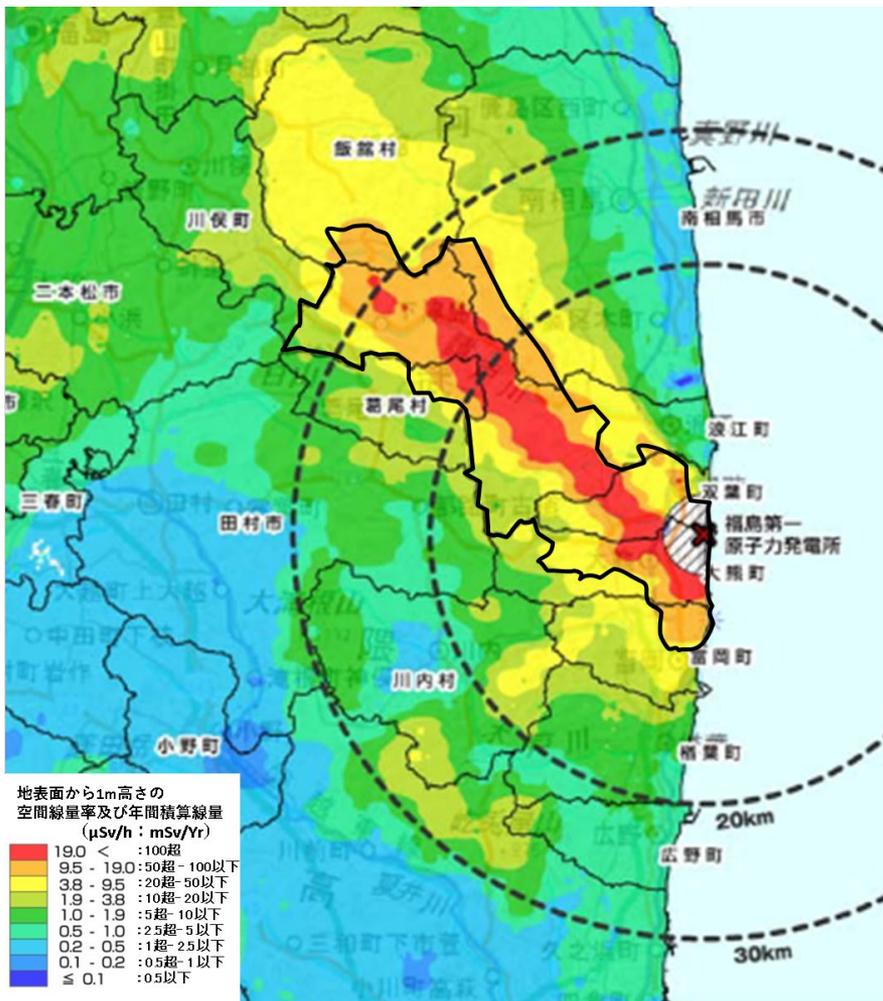
富岡支所、浪江支所

現地

放射線量の推移

〔 2011年11月時点の線量分布 〕

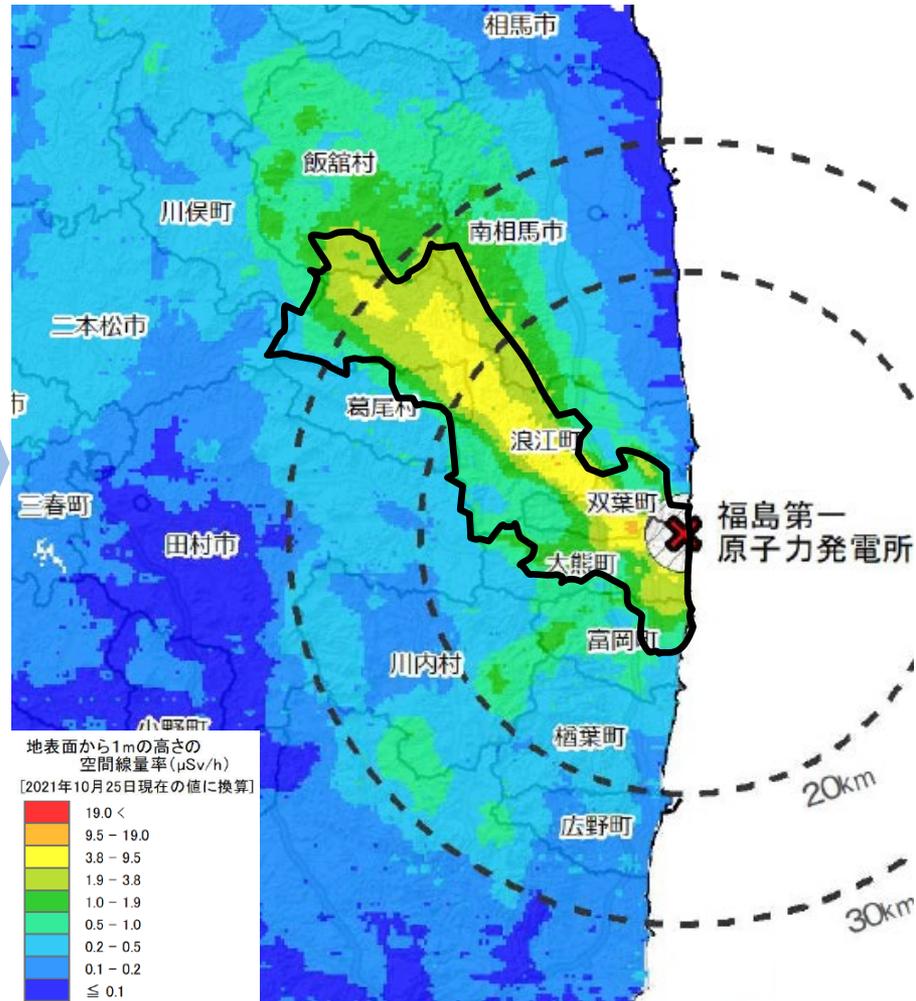
※黒枠囲いのエリアは帰還困難区域



(出典) 平成23年12月16日文部科学省「文部科学省による第4次航空機モニタリングの測定結果について」に基づき支援T作成

〔 2021年10月時点の線量分布 〕

※黒枠囲いのエリアは帰還困難区域



(出典) 令和4年3月4日原子力規制委員会福島県及びその近隣県における航空機モニタリングの結果について」に基づき支援T作成

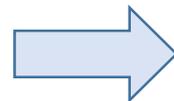
10
年
後

避難指示区域の指定・見直しの経緯

1. 2011年3月 事故発生 → 避難指示・屋内退避の指示

2. 2011年4月

- ・警戒区域（福島第一から半径20km）
【原則立入禁止、宿泊禁止】
- ・計画的避難区域（放射線量が2.0mSv/yを超える区域）
【立入可、宿泊原則禁止】
- ・緊急時避難準備区域（福島第一から半径30km）
【避難の準備、立入可、宿泊可】



「冷温停止状態」の確認

5. 避難指示区域の見直しの実施

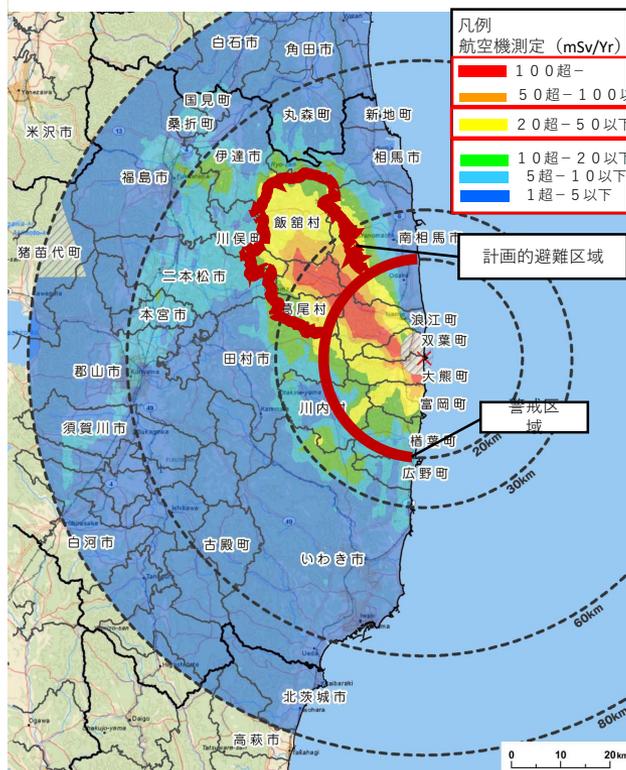
- ・帰還困難区域（放射線量が5.0mSv/yを超える区域）
【原則立入禁止、宿泊禁止】※2015年6月19日以降、一部事業活動可
- ・居住制限区域（放射線量が2.0mSv/y～5.0mSv/yの区域）
【立入り可、一部事業活動可、宿泊原則禁止】
- ・避難指示解除準備区域（放射線量が2.0mSv/y以下）
【立入り可、事業活動可、宿泊原則禁止】

3. 2011年9月 緊急時避難準備区域の解除

4. 2011年12月 冷温停止状態の確認 ⇒ 避難指示区域の見直しを開始

2013年8月、避難指示区域の見直しは、被災11市町村ですべて完了（各市町村で、地区毎に住民説明会を実施（約200回））

2011年4月時点の
空間線量から推定した積算線量の分布



2011年4月22日時点
(事故直後の区域設定が完了)



2013年8月
(区域見直しの完了時点)



○避難指示解除の3要件（原子力災害対策本部決定 平成23年12月）

- ①空間線量率で推定された年間積算線量が20mSv以下になることが確実にあること
- ②日常生活に必須なインフラ（電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など）や生活関連サービス（医療、介護、郵便など）が概ね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること
- ③県、市町村、住民との十分な協議

避難指示区域の解除に向けた取組

避難指示解除準備区域

【2011年当時、放射線量が年間20ミリシーベルト以下・立入り可】

⇒ 全て解除済み。

居住制限区域

【2011年当時、放射線量が年間20～50ミリシーベルト・立入り可】

⇒ 全て解除済み。

帰還困難区域

【2011年当時、放射線量が年間50ミリシーベルト超・原則立入禁止】



「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との方針。

① 特定復興再生拠点区域(青色部分)

・帰還困難区域のうち、5年を目途に避難指示を解除し、住民の帰還を目指す区域。

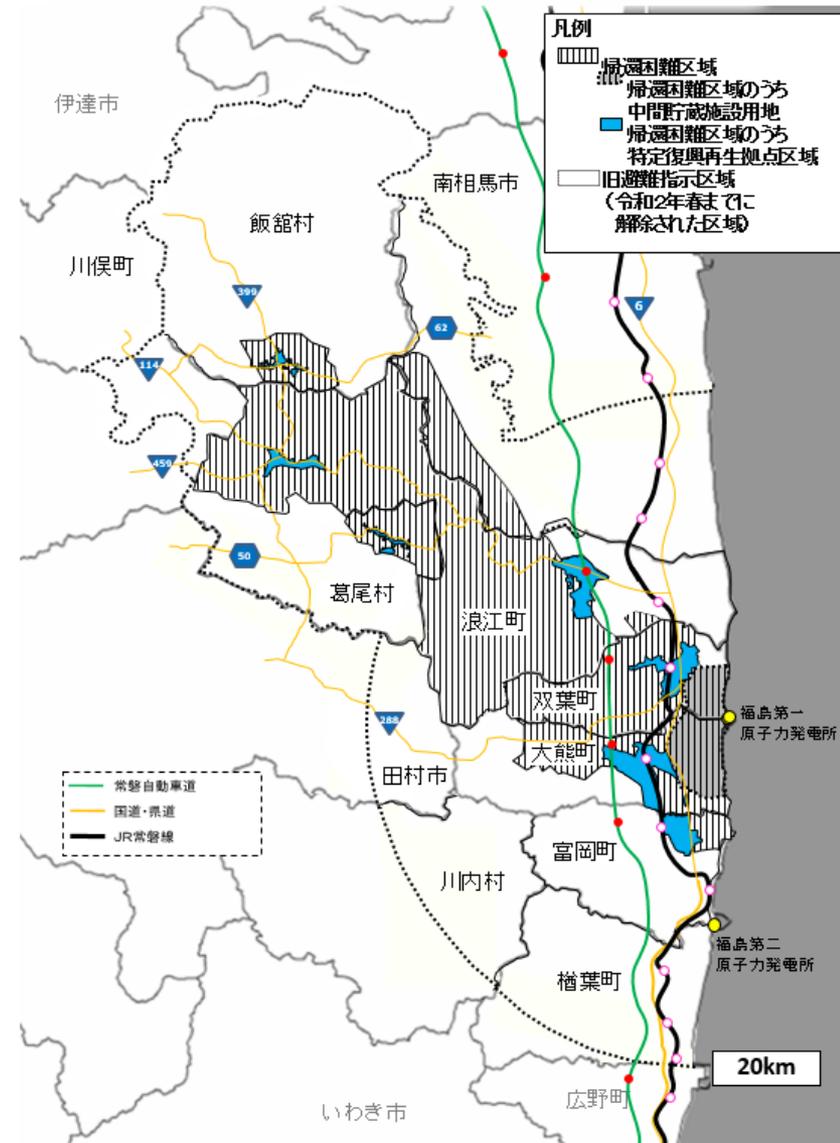
→ 2020年3月に双葉、大熊、富岡の一部を解除。

→ 2022年春頃 (双葉、大熊、葛尾)、2023年春頃 (浪江、富岡、飯舘) に全域を解除 (目標)。

② 特定復興再生拠点区域外(縦線部分)

・2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるようにする方針を2021年8月31日に決定。

避難指示区域 (2020年3月)



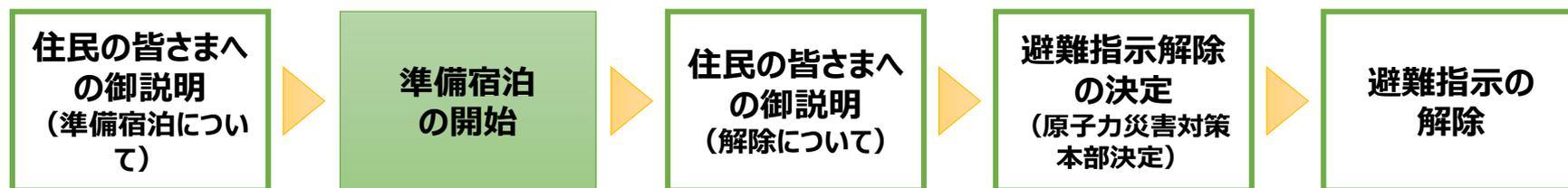
特定復興再生拠点区域の避難指示解除に関する今後の見込みについて

- 帰還困難区域のうち**特定復興再生拠点区域**については、**大熊町、双葉町、葛尾村は令和4年春以降を、浪江町、富岡町、飯館村は令和5年春頃を解除の目標**としている。
- **大熊町、双葉町、葛尾村**においては、**令和3年11月以降順次、準備宿泊を開始**しており、**今後、避難指示解除に向けた住民説明会等を実施**していく。

<各町村の避難指示解除目標・準備宿泊の状況>

	大熊町	双葉町	葛尾村	浪江町	富岡町	飯館村
避難指示解除目標	令和4年春頃	令和4年6月以降	令和4年春頃	令和5年3月	令和5年春頃	令和5年春頃
準備宿泊状況	令和3年12月3日～	令和4年1月20日～	令和3年11月30日～	令和4年秋頃～	令和4年4月11日～	令和4年秋頃～

<避難指示解除までの流れ（例）>



準備宿泊世帯への戸別訪問でいただいた御意見

- ✓ 夜になると周囲に人がいないことが不安。
- ✓ 買物は隣町まで行かないといけないので不自由。車がないと動けない。
- ✓ 家に来るとやっぱり落ち着く。
- ✓ 解除してもらって、どんどん復興に力を入れてもらいたい。

与党東日本大震災復興加速化本部第10次提言（令和3年7月） （特定復興再生拠点区域外関連概要）

○避難指示解除の方針

- 復興拠点区域外の住民の帰還・営農再開意向を個別に丁寧に把握し、帰還に必要な箇所を除染し、解除。意向確認は複数回実施。
- 除染は、復興拠点の解除後、遅滞なく開始。放射線量の低減、帰還住民の安全・安心に万全を期すため、除染範囲は十分に地元と協議・検討。
- 2020年代をかけて、帰りたいと思う住民の方々が一人残らず帰還できるよう、取組みを進めていくことが重要。

○予算・財源

- 帰還困難区域への居住を可能にし、自治体全体の復興を後押しする措置であるため、除染・解体は国の負担で行う。
- 財源は、復興施策及びエネルギー施策の中で確保。

○残された課題

- 残された土地・家屋等の扱いについて、与党・政府が一体となって検討を進めていく。

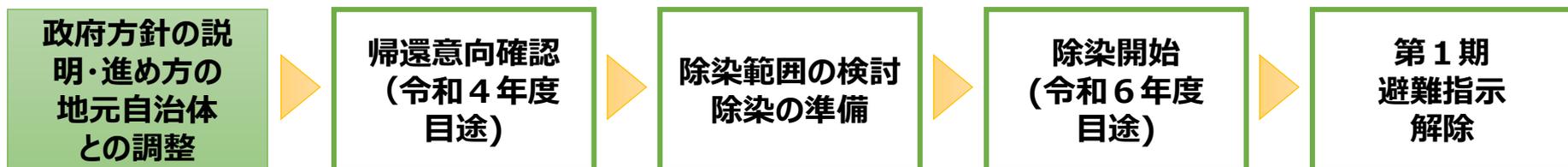
特定復興再生拠点区域外の避難指示解除に関する取組について

- 昨年8月、拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除の政府方針を決定。2020年代をかけて、帰還を希望する全ての住民の方々が帰還できるよう、避難指示解除を進めていく。
- 本政府方針について、各自治体における説明会を実施中。22年度に帰還意向確認を実施し、24年度目途に除染開始できるよう取組を進めていく。

<拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除の方針（令和3年8月31日決定）>

- 【**帰還意向確認**】 すぐに帰還について判断できない住民にも配慮して、複数回実施。なお、営農については、帰還意向確認と併せて意向確認し、自治体とも協議しながら対応。
- 【**除染開始時期**】 拠点区域の避難指示解除後、帰還意向確認等の状況を踏まえて、遅滞なく、除染を開始。
- 【**除染範囲**】 帰還する住民の生活環境の放射線量を着実に低減し、住民の安全・安心に万全を期すため、十分に地元自治体と協議・検討。
- 【**予算・財源**】 除染・解体は国の負担。
- 【**その他**】 居住・生活に必要なインフラ整備は効率的に実施。立入制限の緩和についても必要な対応を実施。
- 【**残された課題**】 帰還意向のない土地・家屋等の扱いについては、引き続き重要な課題。地元自治体と協議を重ねつつ、検討を進める。

<今後の流れについて>



地元自治体とよく御相談し、「意向確認」→「除染」→「避難指示解除」のサイクルを、2020年代をかけて、複数回（第1期⇒第2期⇒・・・）行う。

(参考) 特定復興再生拠点区域の整備状況①

- 福島特措法に基づく6町村（双葉、大熊、浪江、富岡、飯舘、葛尾）の計画を内閣総理大臣が認定。
- 2022年春以降（双葉、大熊、葛尾）、2023年春頃（浪江、富岡、飯舘）の解除を目指し、除染やインフラ整備を推進中。

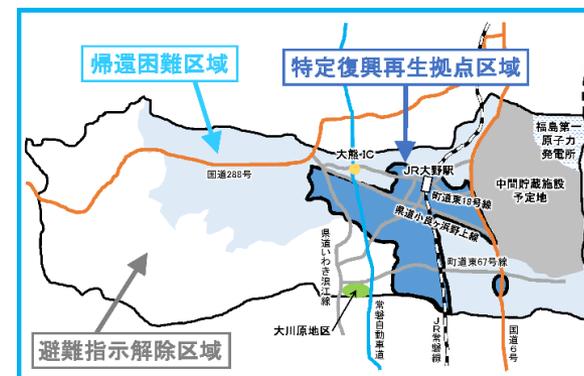
認定済みの特定復興再生拠点区域復興再生計画概要

双葉町（2017年9月15日認定）



- ・区域面積：約555ha
（帰還困難区域の約11.3%、全面積の約10.8%）
- ・居住人口目標：約2,000人
（震災当時の拠点人口：約4,500人）
- ・解除の目標 2022年春頃まで

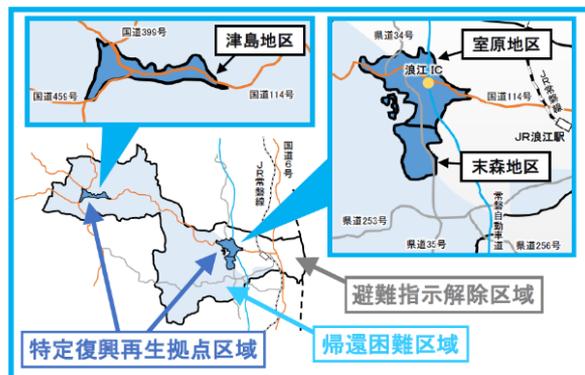
大熊町（2017年11月10日認定）



- ・区域面積：約860ha
（帰還困難区域の約17.6%、全面積の約10.9%）
- ・居住人口目標：約2,600人
（震災当時の拠点人口：約7,600人）
- ・解除の目標：2022年春頃まで

(参考) 特定復興再生拠点区域の整備状況②

浪江町 (2017年12月22日認定)



- ・区域面積：約661ha
(帰還困難区域の約3.7%、全面積の約3%)
- ・居住人口目標：約1,500人 (震災当時の拠点人口：約1,200人)
- ・解除の目標：2023年3月

富岡町 (2018年3月9日認定)



- ・区域面積：約390ha
(帰還困難区域の約48.8%、全面積の約5.7%)
- ・居住人口目標：約1,600人 (震災当時の拠点人口：約4,000人)
- ・解除の目標：2023年春頃まで

飯舘村 (2018年4月20日認定)



- ・区域面積：約186ha
(帰還困難区域の約16.9%、全面積の約1%)
- ・居住人口目標：約180人 (震災当時の拠点人口：約250人)
- ・解除の目標：2023年春

葛尾村 (2018年5月11日認定)



- ・区域面積：約95ha
(帰還困難区域の約5.9%、全面積の約1%)
- ・居住人口目標：約80人 (震災当時の拠点人口：約100人)
- ・解除の目標：2022年春